

事例 4 三浦工業(株)による(株)ダイキンアプライドシステムズの株式取得

第 1 当事会社

三浦工業株式会社（法人番号7500001003977）は、蒸気ボイラー等の製造販売業を営む会社である。

株式会社ダイキンアプライドシステムズ（法人番号8010401054611）は、各種工場の空気・熱に関わる様々なエンジニアリング業を営む会社である。

ダイキン工業株式会社（法人番号8120001059660）は、空調・冷凍機、化学、油機等の製造販売業を営む会社である。

以下、下表の左欄の用語は右欄のとおり記載する。

左欄	右欄
三浦工業株式会社	三浦工業
三浦工業を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団	三浦工業グループ
株式会社ダイキンアプライドシステムズ	DAPS
ダイキン工業株式会社	ダイキン
ダイキンを最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団（DAPSを含む。）	ダイキングループ
三浦工業及びDAPSを併せた2社	当事会社
三浦工業グループ及びダイキングループを併せた企業の集団	当事会社グループ
一定の温度帯の冷水を作り出す大型の機械（詳細は後記第3の1(1)参照）。	チラー

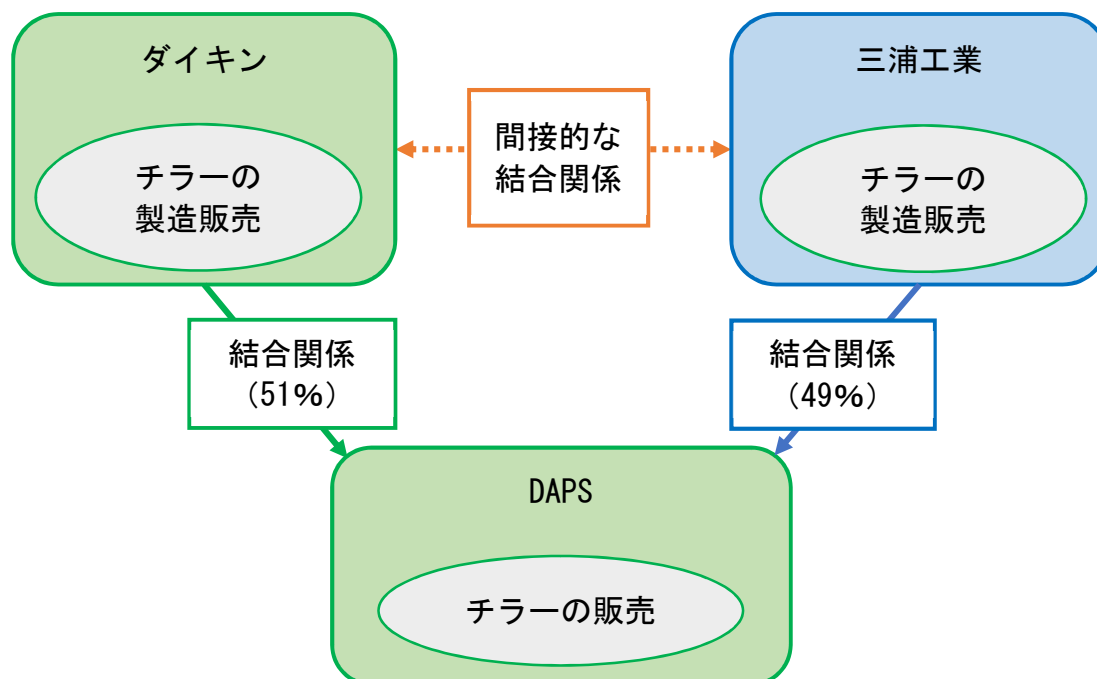
第 2 企業結合計画の概要及び関係法条

当事会社グループが計画している企業結合は、三浦工業がダイキンの完全子会社であるDAPSの株式に係る議決権の20%を超えて取得する（以下「本件行為」という。）というものである。

本件行為後、ダイキン及び三浦工業がDAPSの株式をそれぞれ50%超及び20%超保有することとなるなどの事情を踏まえて、企業結合ガイドライン第1の1(1)アないしウに照らすと、DAPSと三浦工業グループとの間の結合関係及びDAPSを通じたダイキングループ（DAPSを除く。）と三浦工業グループとの間の間接的な結合関係が、それぞれ形成されと考えられることから、公正取引委員会は、当該各結合関係を企業結合審査の対象とした（本件行為後の当事会社グループの主な資本関係は図1のとおり。）。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

【図 1】 本件行為後の当事会社グループの主な資本関係



第 3 一定の取引分野

1 商品の概要

(1) チラーの概要

チラーとは、冷凍サイクル（凝縮、蒸発、圧縮、膨張）により、その内部の液体又は気体の冷媒を循環させて冷熱を発生させ、水を冷やすことで、一定の指定された温度の冷水を作り出す大型の機械であり、「チリングユニット」とも呼ばれる。

チラーの機能は、一定の温度帯の冷水を作ることであり、チラーで作られた冷水は、パイプ等を経由して運ばれ、接続した先の工場や建物内の冷却・温度管理の機械で利用される。そのため、最終的な冷却対象や温度管理は、チラーに接続した先の冷却・温度管理の機械の機能によって決まる。

チラーを用いた冷却の例は図 2 のとおりである。

【図 2】チラーを用いた冷却の例

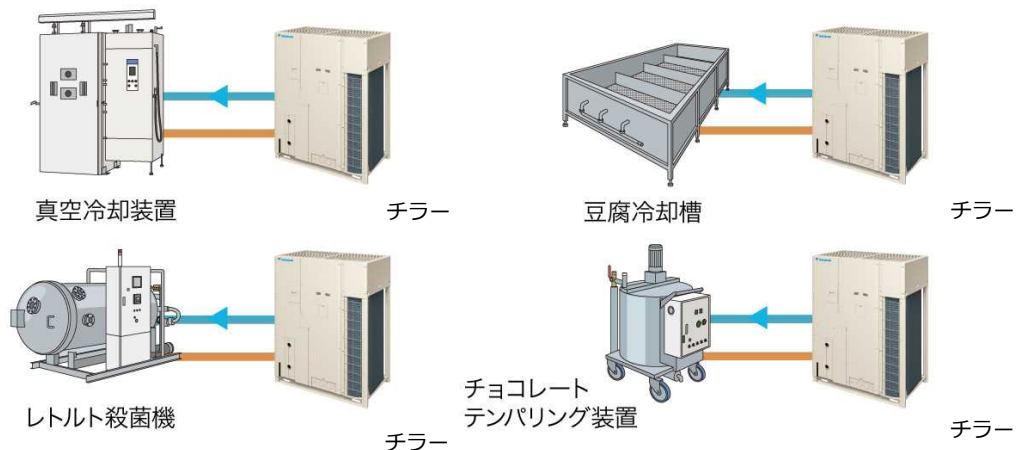
プラスチック射出成型機の金型冷却

樹脂成形機の金型温度調整機の冷却に使用。金型温度調整器で金型を冷却することによって成形物の製品品質を維持。



食品加工工場での各種装置冷却

原料の入庫前予冷や加熱殺菌後の冷却、出荷前保管の冷却などに使用。



(出所：当事会社提出資料を基に当委員会にて作成)

チラーは、次のとおり、排熱方式によって水冷式チラーと空冷式チラーに商品区分されることがある。

ア 水冷式チラー

水冷式チラーは、冷水を製造する際に発生する熱を、装置内の冷却用水に排熱するもので、後記イの空冷式チラーに比べると、冷却効率や排熱により周囲の温度を上昇させることがない点などで優れるといわれる。一方、構造が複雑であり、冷却塔（空気と水を直接触れさせて水を冷却する装置）の設置や配管が別途必要になる。そのため、導入に当たり広い設置スペースが必要であり、また、配管等の工事内容次第ではあるものの設置費用がかさむ傾向にある。

イ 空冷式チラー

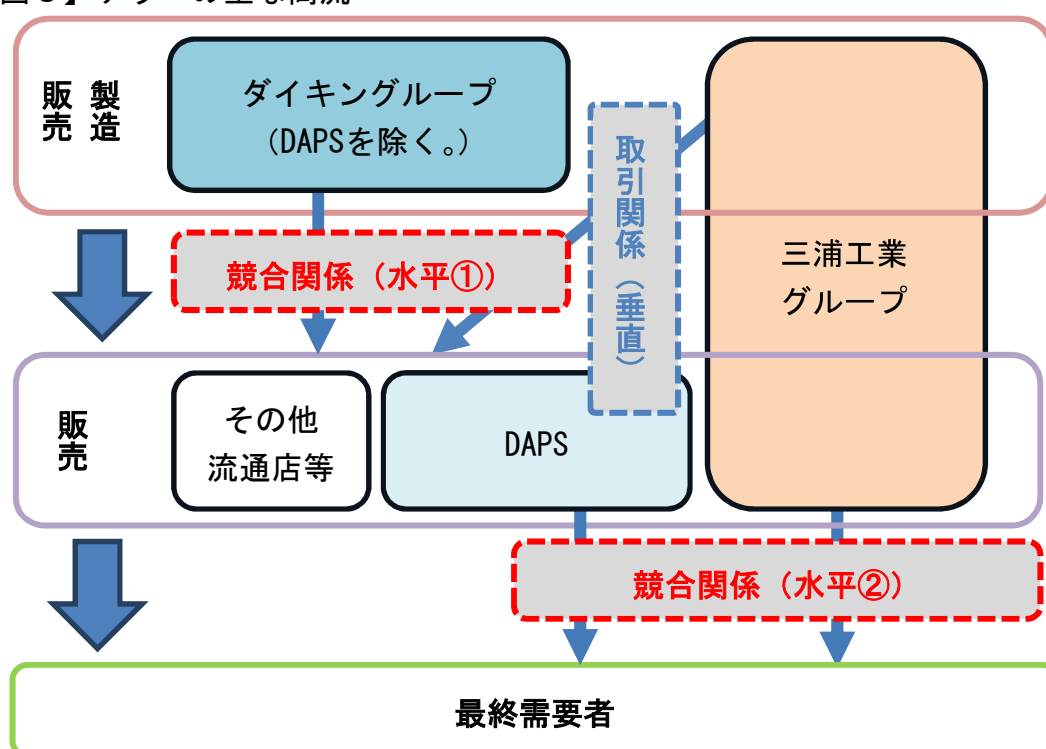
空冷式チラーは、冷水を製造する際に発生する熱を、ファンによって装置内に取り込んだ外気に排熱するもので、前記アの水冷式チラーに比べると、

限られたスペースでの設置が可能であるものの、室内に設置する場合は排熱により室温が上昇するため、設置場所によっては排気設備が必要となる場合がある。

(2) チラーの商流

チラーの主な商流は図 3 のとおりであり、製造販売業者によって製造されたチラーは、販売代理店、サブコンと呼ばれる設備関連の工事を請け負う業者、生産設備業者、工場設備の設計等を行うエンジニアリング業者といった中間事業者（以下「流通店等」という。）を通じて、最終需要者に提供される。

【図 3】チラーの主な商流



（出所：当事会社提出資料を基に当委員会にて作成）

ダイキングループ（DAPSを除く。）が製造販売するチラーの全ては、DAPSをはじめとする流通店等を提供先としており、DAPSは流通店等として、製造販売業者から調達したチラーを、自社のエンジニアリング業を通じて設置工事等を施すことにより、最終需要者に提供している。

三浦工業グループが製造販売するチラーは、DAPSをはじめとする流通店等を提供先としているほか、自らも流通店等の立場で、設置工事と併せて、最終需要者に直接チラーを提供している。

2 商品範囲

前記 1 ア及びイのとおり、チラーについては、排熱方式による商品区分が存在

し、水冷式チラーと空冷式チラーとでは、設置費用、冷却効率、設置に必要なスペース等において違いがある。しかし、いずれも冷水により対象物を冷却するという機能は同じであり、用途が異なるものではない。また、需要者は、プロジェクトごとに、水冷式と空冷式のメリット・デメリットを比較衡量して、どちらの方式のチラーを利用するか選択していることから、排熱方式の違いは需要者にとってチラー購入時の考慮要素の一部に過ぎないと考えられる。

したがって、水冷式チラーと空冷式チラーとの間には需要の代替性が認められることから、本件では、「チラー」を商品範囲として画定した。

3 地理的範囲

前記 2 で画定したチラーは、日本国内で販売されているものであり、地域によって価格や料金体系が異なるという事情はないため、需要者は供給者の所在する地域を問わず購入することが可能である。

したがって、本件では、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第 4 本件行為が競争に与える影響

1 本件行為の企業結合類型

三浦工業グループとダイキングループは、いずれもチラーを製造販売していることから、本件行為は、チラーの製造販売に係る水平型企业結合に該当する（図 3 における「競合関係（水平①）」部分）。

次に、三浦工業グループとダイキングループは、いずれもチラーを最終需要者向けに販売していることから、本件行為はチラーの最終需要者向け販売に係る水平型企业結合に該当する（図 3 における「競合関係（水平②）」部分）。

さらに、三浦工業グループとダイキングループは、チラーについて取引関係にあることから、本件行為は、チラーの製造販売を川上市場、チラーの最終需要者向け販売を川下市場とする垂直型企业結合に該当する（図 3 における「取引関係（垂直）」部分）。

2 一定の取引分野におけるセーフハーバー基準の該当性

(1) 水平型企业結合①（チラーの製造販売）

チラーの製造販売市場における当事会社グループの市場シェアは表 1 のとおりであり、本件行為後のHHIの増分は約80であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当する。

【表 1】チラーの製造販売の市場シェア（令和 4 年度）

順位	会社名	市場シェア
一	ダイキングループ	約25%
一	三浦工業グループ	0～5%
一	その他	約75%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約25%・不明		
本件行為後のHHI：不明		
HHIの増分：約80		

(2) 水平型企業結合②（チラーの最終需要者向け販売）

チラーの最終需要者向け販売市場における当事会社グループの市場シェアは表 2 のとおりであり、本件行為後のHHIの増分は僅少であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

【表 2】チラーの最終需要者向け販売の市場シェア（令和 4 年度）

順位	会社名	市場シェア
一	ダイキングループ	0～5%
一	三浦工業グループ	0～5%
一	その他	95～100%
合計		100%
合算市場シェア・順位：0～5%・不明		
本件行為後のHHI：不明		
HHIの増分：僅少		

(3) 垂直型企業結合（川上市場：チラーの製造販売、川下市場：チラーの最終需要者向け販売）

川上市場であるチラーの製造販売市場及び川下市場であるチラーの最終需要者向け販売市場における当事会社グループの市場シェアは、表 1 及び表 2 のとおりである。川上市場については当事会社グループの市場シェアが10%を超えており、本件行為後のHHIが不明であるため、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないものとして検討する。

3 垂直型企業結合

(1) 投入物閉鎖

本件行為後のチラーの製造販売市場における当事会社グループのシェアは約25%となるが、市場には少なくとも6社以上の競争者が存在している。また、これらの競争者の中にはチラーの製造販売における推計販売台数が、当事会社

グループの実績を大きく上回っている事業者も存在する。そのため、当事会社グループによる供給拒否等が行われたとしても、川下市場における当事会社グループの競争者を含め、需要者は容易に他の調達先からチラーを調達することができると思われる。

したがって、当事会社グループには投入物閉鎖を行う能力がなく、川下市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれはないと考えられる。

(2) 顧客閉鎖

本件行為後のチラーの最終需要者向け販売市場における当事会社グループの市場シェアは5%未満であり、垂直型企業結合におけるセーフハーバー基準に該当するレベルである。

したがって、当事会社グループには顧客閉鎖を行う能力がなく、川上市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれはないと考えられる。

(3) 小括

以上のとおり、本件行為を契機として投入物閉鎖及び顧客閉鎖が生じる可能性がないことから、当事会社グループの単独行動又は当事会社グループと競争者との協調的行動により、川上市場及び川下市場における競争を実質的に制限することとなるとはいえない。

第5 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。